

[参考] 国の指定職俸給表と先行事例等における適用事例について

号俸	俸給月額(円)		適用官職	都道府県・独法等適用事例 ※国立大学法人はH16.5月現在の状況	H21人勸後支給額試算(※)(千円・以内)				岐阜県法人適用案	
	現行	H21人勸			月額	賞与	年間計	退手1年	3病院	看護大
8	1,221,000	1,207,000	事務次官、人事院事務総長、警察庁長官、金融庁長官 他	○(独)国立病院機構 理事長 ○国立大学法人理事長多数(千葉大、東工大、一橋大、新潟大、金沢大、神戸大、岡山大、熊本大 他)	1,207	5,425	19,909	1,811		
7	1,142,000	1,138,000	警視総監	○国立大学法人理事長多数(弘前大、山形大、群馬大、信州大、島根大、徳島大、長崎大、琉球大 他)	1,138	5,115	18,771	1,707		
6	1,066,000	1,063,000	外局(庁)の長官、各府省審議官、会計検査院事務総局次長 他	○公立大学法人理事長(静岡県、島根県) ○国立大学法人理事長多数(岐阜大、愛知教育大 他)	1,063	4,778	17,534	1,595		
5	994,000	991,000	○国立病院(ナショナルセンター) 総長×6 他	○公立大学法人理事長(滋賀県、宮城県、岡山県) ○岐阜県情報科学芸術大学院大学 学長 ○(独)国立病院機構 副理事長(5or6号俸) ○国立大学法人で理事の上限とする例多数	991	4,455	16,347	1,487		
4	922,000	919,000	内部部局(官房、局)の長 他 ○国立病院(ナショナルセンター) 病院長×3	○愛知県病院事業管理者、公営企業管理者(921,000円以内)	919	4,131	15,159	1,379		
3	843,000	840,000	外局(庁)の次長 他	○東京都病院独法 理事長、副理事長、理事(東京都指定職俸給表の月額をベースに地域手当(16%)、期末手当(3.50月)を加えた額により法人役員の年俸表を定めた上で3号俸相当額を適用) ○愛知県県立病院総長、各病院長 ○公立大学法人役員(三重県)(843,000円以内) ○岐阜県立看護大学学長(現行) ○(独)国立病院機構 理事(3or4号俸) ○国立大学法人理事多数(岐阜大、東京外語大 他)	上段: 月額に地域手当3%分含む				理事長	
					下段: 月額に地域手当分含まず				840	3,776
2	784,000	782,000	人事院指令で定める官職 ○国立病院(ナショナルセンター) 病院長×5 ○国立療養所 園長×5	○山形県病院事業管理者、公営企業管理者(783,000円) ○国立大学法人で常勤監事の上限とする例多数	805	3,621	13,286	1,208	副理事長	
					782	3,515	12,899	1,173	副理事長	
1	728,000	726,000	人事院指令で定める官職	○(独)国立病院機構 常勤監事(1or2号俸) ○公立大学法人理事(滋賀県、宮城県) ○公立大学法人役員(大分県、熊本県、青森県) └1~5号給相当額から理事長が決定	748	3,361	12,335	1,122	理事	
					726	3,263	11,975	1,089	理事	理事

※「適用事例」には、国指定職俸給表に準じた報酬表・給料表を定めている事例のほか、国指定職俸給表中の俸給月額と同額(ほぼ同額のものを含む)の報酬額・給料額を設定している事例を含む。

※「適用事例」の各団体において報酬額・給料額に対する臨時的抑制措置が行われている場合があるが、ここでは考慮していない。

※支給額試算欄の賞与、退職手当(在職1年分)の額は、各号俸の俸給月額をもとに、今回定めようとする4法人の賞与、退職手当の計算方法を仮に適用した場合の金額(試算額)を記載している。

※1号俸~3号俸の支給額試算欄には、地域手当(3%)相当分を含めた報酬月額とした場合の金額を上段に、地域手当相当分を含まない報酬月額とした場合の金額を下段に記載している。